

静岡県がんセンター局告示第3号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小 櫻 充 久

4の表中

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～ク (略)			
ケ 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 子宮体がん（ステージがIA期であつてグレード3若しくは特殊型（漿液性腺がん、明細胞腺がん、がん肉腫等）のもの又はステージがIB期若しくはII期と疑われるものに限る。）	1件につき	773,800	

」を

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～ク (略)			

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。